

2019年度 社会福祉法人 三和会

事業計画書

特別養護老人ホーム そよ風の里 “ほたる”

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

短期入所生活介護事業所 そよ風の里 “ほたる”

(指定短期入所生活介護・指定介護予防入所生活介護)

デイサービスセンター そよ風の里 “ほたる”

(指定通所介護)

居宅介護支援事業所 そよ風の里 “ほたる”

(指定居宅介護支援事業所)

ヘルパーステーション すまいる

(訪問介護・訪問予防介護事業所・共生型居宅介護事業所)

有料老人ホーム そよ風一番館

1. 理事長挨拶
2. 社会福祉法人三和会 運営方針・事業計画
3. 特別養護老人ホーム・ショートステイ事業計画
4. 通所介護事業計画
5. 居宅介護支援事業所事業計画
6. ヘルパーステーションすまいる事業計画
7. 有料老人ホーム そよ風一番館事業計画

『めざすは、快護度日本一』

いよいよ、平成が幕を閉じることとなった。

時の移り変わりと同様に『家族』の定義も変わってきた。

核家族化が進み、いよいよ2040年には団塊の世代が後期高齢者となり、その子どもが65歳以上という老々介護がピークに達する。

都会には人口が集中し活気に満ち溢れているが、田舎の暮らしは益々過疎化し「ポツンと一軒家」が目立ってきた。

そうした中、国の介護施策も「施設介護」から「家族介護」更に「地域介護」へと移行するよう取り組まれたが、地域コミュニティが崩壊する今、どのように高齢者を支えるのか見えてこない。次の一手は、、、。

一方、介護職員の人手不足も、マンネリ化してきたように思える。処遇改善加算についても少しは緩和されたが、現場では離職理由の上位である人間関係や心身の体調不良に加え、更に事業所としての管理も求められる。第一に「職員を守る施策」や「職員の権利擁護」などを重視する国の動きは無く、抜本的真の改革には至っていない。また、実動性のあるものには職員のレベルアップや研鑽を積み、更に専門性の高いプロとしての自覚を持って仕事に望まなければ、ただの介護では日本人の職場は無くなる事が予想される。

今年度も『快護度、日本一』を目指し、チーム“そよ風の里 ほたる”として多種多様なニーズに添う事ができるよう、一丸となって取り組む。

社会福祉法人 三和会

理事長 工藤 文範

2019年度 事業計画

社会福祉法人 三和会

I 経営理念

「人にやさしい、環境にやさしい、介護にやさしい、地域で支える介護サービス」

II 基本理念

「尊厳ある暮らしを守る」

利用者一人ひとりの意思及び人権を尊重し、「その人らしく、心豊かに、自立した」日常生活が送れるよう支援します。

III 基本方針

基本理念のもと、事業所毎に事業計画を立て全職員で取り組んでいきます。

1 利用者中心のサービスの提供

利用者一人ひとりの思いを大切にし、家庭的な雰囲気の中で笑顔溢れる暮らしを提供します。

2 地域福祉への貢献

地域や家族との絆を大切にし、“開かれた施設、地域に信頼される施設”を目指します。

3 職員の資質向上

福祉職員としてのスキルを磨き、利用者に満足していただけるサービスの提供に努めます。

4 安全管理の徹底

利用者が健康で安心して暮らしていただけるよう、健康管理と事故防止に努めます。

5 経営の安定化

組織力を強化、法令遵守、情報公開、コスト削減を念頭に置き各事業の増収を図り、健全で安定した経営を目指します。

1 法人運営

理事

月	内容
6月	事業報告について、決算の承認、理事長の職務の執行状況報告
9月	定例会、理事長の職務執行状況報告
12月	補正予算の承認、理事長の職務状況報告
3月	事業計画について、次年度予算の承認
非定例	理事会の臨時開催

監事

月	内容
5月	内部経理監査の実施、評議員会参加
9月	定例理事会参加
12月	内部経理監査の実施
12月	定例理事会参加
3月	定例理事会の参加
非定例	理事会・評議員の臨時開催の参加

評議員

月	内容
5月	決算の承認
非定例	評議員会の臨時開催

2 事業所及び利用定員

特別養護老人ホーム そよ風の里“ほたる”	29床(3ユニット)
短期入所生活介護事業所 そよ風の里“ほたる”	10床(1ユニット)
デイサービスセンター そよ風の里“ほたる”	25人(1日)
居宅介護支援事業所 そよ風の里“ほたる”	要介護者60人 要支援者10人
ヘルパーステーション すまいる	介護認定者15人 障がい認定者5人
住宅型有料老人ホーム そよ風一番館	10室

3 職員配置(単位:名)

	特別養護老人ホーム	短期入所生活介護	デイサービスセンター	居宅介護支援	有料老人ホーム	ヘルパーステーション
施設長	1(兼)	1(兼)			1	
生活相談員	1(兼)	1(兼)	2(兼)			
介護職員	21	6	4		2	
看護職員	3(兼)	3(兼)	2(兼)			
栄養士	2(兼)					
機能訓練指導員	1		2(兼)			
調理員	4					
介護支援専門員	1(兼)	1(兼)		2		
事務員	2(兼)					
サービス提供責任者						1
ヘルパー						4(兼)
合計	34	6	7	2	3	4

4 会議

施設管理会議	非定例(必要時に行なう)
管理者会議	月1回(必要時には臨時で行なう)
リーダー会議	月1回(必要時には臨時で行なう)
ユニット会議	月1回(必要時には臨時で行なう)
職員全体会議	年1回(4月)
ケアカンファレンス	介護保険更新時、入居者・利用者の状態に変化があった場合
入所判定委員会	3ヶ月に1回
運営推進委員会	2ヶ月に1回(5. 7. 9. 11. 1. 3)月
家族会	年2回
苦情解決委員会	年2回(必要時)

5 委員会

防火・防災管理委員会	年2回(必要な時は臨時で行なう)
------------	------------------

安全・衛生管理委員会	月1回
事故防止委員会	3ヶ月1回
感染・褥瘡予防対策委員会	月1回
身体拘束・虐待防止委員会	2ヶ月1回
接遇・教育委員会	3ヶ月1回
給食委員会	2ヶ月1回

6 相談活動・苦情相談窓口

入居者やご家族からの相談にはその都度対応し、入居者が安心して生活できる環境作りに努めます。

また苦情相談には、苦情窓口の他に第三者委員を設置し、適切な苦情解決が図れるよう努めます。運営推進委員会での意見も第三者委員会に報告し、意見・指導を求めます。

①相談内容：入居者の介護や健康・食事・栄養管理上の相談

②苦情相談：苦情相談窓口・第三者委員・意見箱

③苦情解決委員会の開催：随時

7 職員教育

①施設職員として知識・技術を高める為、施設内研修を行い全職員が参加できるよう勤めます。
(勉強会は同じ内容を2回行なう)

②キャリアアップを図るため、資格取得や自己研鑽を推奨します。

③倫理観や道徳心を持ち、社会人としてのマナーを守ります。

④新規採用職員には、新人教育を行い項目に添って担当職員が指導します。

8 地域貢献

①地域住民・家族との交流

施設イベントを開催し、家族・住民共に参加できるよう実施します。

②地域への協力

施設の役割を十分に把握し、関係機関との連携を密に行い、地域福祉の発展に寄与します。

9 社会貢献

①ボランティアの積極的な受け入れ

地域のボランティア（婦人会・老人会・保育園・学生）の受入を積極的に行い、必要な場合は送迎を行います。

②介護者の支援

在宅で介護をされている方の集いの場を提供します。

③講師派遣

地域や学校で行なわれる研修や講習への講師派遣を行ないます。

④施設開放

地域で行われる会議やサークル活動、研修・習い事など無償で場所を提供します。

10 食事の提供

食事は入居者の楽しみであり、喜びです。入居者が食事を通じ、健康で豊かな生活を送れるよう取り組みます。季節感を溢れ家庭的な味付けの食事を提供します。

なお、管理栄養士が「栄養マネジメント」を行い、入居者の栄養管理に努めます。

①安全な食事の提供

食中毒予防に努め、安心して食事が出来るよう取り組みます。

調理室は常に清潔に保ち、食品は衛生的に扱います。調理員は身だしなみを整え、自己の健康管理に努めます。

②健康の維持と疾病の予防・治療

施設の栄養所要量に基づく献立により、健康の維持・増進に努めます。

給与栄養量/日

エネルギー	たんぱく質	脂質	カルシウム
1600kal	60g	35g	600mg

- ・地産地消に努めます。
- ・四季折々の行事を盛り込んだ行事食など見た目も楽しめる食事提供します。
- ・他職種の意見を取り入れ、入居者との意見交換を行いながら献立に反映します。

1.1 行事計画

地域交流を目的とした行事を計画し、入居者・家族・地域住民とも交流を行ないます。

1.2 防災計画

入居者が日々安心して快適に生活できるよう、防災体制を整備・強化します。

①防災訓練計画

- ・そよ風の里“ほたる”防災管理計画に基づき、年2回（夜間含）の避難訓練・消火訓練を行ないます。
- ・緊急時の対応を的確に行うために、消防職員の指導の下消火器具などの取扱い指導・実践訓練を行ないます。

※必要時・・・通報・避難誘導・消火訓練の実施

②各種設備の自主点検（緊急通報システム）

- ・消防用設備の自主点検・・・年2回実施
- ・車輛点検・設備管理は確実にを行い、運転日誌を記録

③他事業所の避難訓練を見学し、訓練計画の見直しを行う。

1.3 職員の健康管理

①職員健診

・年1回健康診断を行ないます。（夜勤勤務者・当直者は年2回）また、介護職員については年2回の腰痛検査を行ないます。

②メンタルケア

- ・定期的に個人面談やストレスチェックを行い、悩みなどを相談できる体制をつくります。また、職員での懇親会などを計画し職員のストレス解消に努めます。
- ・ストレスチェックを行い、職員ストレスを早期発見し担当職員が面接を行い、経過観察し改善できるよう取り組みます。
- ・働きやすい職場を目指し、有給取得を管理者より促します。また年に2回職員アンケートを行い職場での課題を把握し改善に努めます。

2019年度 特別養護老人ホーム・ショートステイ事業計画

そよ風の里“ほたる”

はじめに

平成30年度は、発熱などでの病院受診や入院をされる方が例年になく多くありました。

又、退居をされる方、新たに入居される方も多くいらっしゃいました。

本年度は、更に日常の健康管理を継続し、朝の集団体操やレクリエーションなどを通じて、楽しく安心できるサービスの提供に努めます。また、特養・ショートステイの安定した稼働率により経営の安定化を目指します。

1 運営方針

(1) 利用者中心のサービス提供・個別ケアの実施

- ① 各担当者は、利用者の生活リズムや生活習慣を再確認し入居者の思いを大切にされたケア計画を作成します。
- ② 各担当者は、ケアプラン、24時間シートを十分に理解した上で個別処遇計画を作成し、統一したケアを実施します。利用者の状態やケア内容に変化があったときは24時間シートに記入し、他スタッフに伝達します。
- ③ 各担当者は必要な時期に個別ケア計画の評価を行います。
- ④ 介護支援専門員は、各担当者からの評価をもとに24時間シート、ケアプランを作成します。

(2) 地域福祉への貢献

- ① 家族との信頼関係の構築のため、面会時は仕事をしていても笑顔を忘れずに挨拶し、近況を報告し、誕生会やユニット内での行事を計画し家族とのコミュニケーションの機会を増やします。

(3) 職員の資質の向上

- ① 知識と技術を高めるよう目標をもって資格取得を目指します。
- ② 内部研修や外部研修に積極的に参加します。
- ③ 接遇マナーの向上に努めます。

(4) 安全管理の徹底

- ① ヒヤリハットの報告があった場合には、スタッフ全員がリスクを共有し、事故防止に努めます。
- ② 事故が発生した場合には、事故対策委員会を即時行い事故の分析・対策を強化し、再発防止に努めます。
- ③ 感染症（胃腸炎やインフルエンザ）予防を徹底します。
- ④ 年1回職員に対しストレスチェックを行い、職員の変化の早期発見を目指します。

(5) 健全経営の確保

- ① 法に違反する行為を行いません。
- ② 他事業所との情報交換を行い安定した稼働率を目指します。

2 介護

一人ひとりの生活習慣や好みを尊重し、今までの暮らしが継続できるよう支援します。（感謝、尊敬の心を忘れず、いつも笑顔で接します。）

(1) 食 事

食事は、入居者にとって楽しみであり喜びです。美味しく、楽しく食事できるよう支援します。

- ① 食に関する様々な行事を楽しんでいただけるよう努めます。
(ユニット毎の炊飯や配膳、おやつ作り、片付けなど)
- ② 少人数で楽しく、個々のペースに合わせて、ゆったりとした雰囲気ですぐに食事が摂れるよう支援します。食事は可能な限り離床して行い、食事時の事故防止に努めます。
- ③ 自力で摂取できるよう食事形態、自助具等創意工夫し、個々の状態に応じた口腔ケアを実施し、経口摂取を継続できるよう多職種間での協力体制を確立します。また、その時々状態に合わせて食事形態を検討し対応します。
- ④ ユニット毎にお茶やコーヒー、ジュースなど利用者の好みのものを嚥下状態に合わせて準備します。
- ⑤ 食器は、個人で箸や湯のみ、茶碗などを用意してもらい、そのほかの食器については、
家庭にあるような磁器の食器をユニットごとに複数準備します。
- ⑥ 利用者の身体にあわせてテーブルやイスの高さを調整し、安全に食事が摂れるよう努めます。
- ⑦ 食前の手洗いを徹底し、感染予防に努めます。

(2) 入 浴

- ① ユニット毎に個別浴槽にて、ゆっくり、自分の湯加減とペースで入れるよう、職員がマンツーマンで介助します。
- ② 週2回以上の入浴を実施し、入浴のできない利用者は清拭、部分浴を行います。個浴が困難な利用者は、リフト浴を使用して入浴を行います。
- ③ 利用者毎に浴水の入れ替えを行い、感染予防の徹底を図ります。
- ④ 利用者の羞恥心を考え、できるだけ同性による介助を行い、不安感や入浴拒否の原因とならないよう配慮します。(介護職員としてのプロ意識に徹し、入浴に際しても、タオル一枚の心づかいを徹底する。)
- ⑤ 入浴前には、介護職員によりバイタルチェックなどを行いながら健康状態を把握し、(異常があるときは看護師に連絡)安心して入浴できるように援助します。
- ⑥ 入浴後は、皮膚や爪や耳垢など観察し、必要な援助を行います。

(3) 排 泄

- ① 排泄は、もっともプライベートな行為です。言葉や態度に注意し、プライバシー、尊厳の保持、羞恥心に配慮した思いやりの介護を行います。
- ② 排泄記録をもとに個別の24時間の排泄リズムを把握し、個々に応じた排泄方法を検討します。
- ③ 排泄チェックを確実に実施し、排泄物の、色、量、回数等に注意し健康状態の把握に努めます。日中はできる限りトイレでの排泄介助を行います。
- ④ おむつ交換時は、小さなバッグなどを使用し、プライバシーに配慮します。
- ⑤ 排泄後の手洗い、手すり、便座等の消毒等の徹底を図り、感染予防及び蔓延に努めます。

(4) 身だしなみ・着替え

- ① 利用者の生活リズムや生活習慣に合わせ、朝夕の着替えや歯磨き、化粧などの身だしなみなどを適切に援助します
- ③ 洗濯は、ユニット毎の洗濯機や業務用の洗濯機・乾燥機を利用し、常に衣服の清潔保持に努めます。

3. 健康管理

入居者及びビョーステイ利用者一人ひとりが、健康で快適な生活が送れるよう、疾病の早期発見、早期対応に努め、生活の自立性を低下させないよう援助します。

① 日常の健康管理

入居者の状態観察をこまめに行い、病気の早期発見に努め、協力病院への連絡、職員間の情報交換を図りながら健康維持に努めます。

② 定期健康診断

年1回、協力医療機関にて健康診断を実施します。

③ 体重測定

毎月1回、実施します。

④ 体温、血圧、脈拍などの測定

入浴時及び体調に変化が見られた時は、その都度、体温、血圧、脈拍等の測定を実施します。

⑤ 食事・水分摂取量及び排泄の把握

チェック表により、毎日の食事、水分摂取量を把握します。出来る限りの自然な排便コントロールを行います。

⑥ 医師の診察

月3回協力医療機関の医師が来診します。

⑥ 口腔衛生

入居者一人ひとりの口腔内の清潔保持及び感染症予防のため、口腔衛生の充実を図ります。

⑦ 服薬管理

医師の診察のもと、入居者の病状に応じて服薬していただきます。また処置が必要な場合も適切な処置を行います。

⑧ 医療機関との連携

協力医療機関との連携を密にし、日常の健康管理について適切な指示を得ると共に、緊急時に受け入れ先を確保します。

協力医療機関 山都町包括医療センター そよう病院

⑨ 夜間緊急時の対応

看護職員が自宅待機し、看護職員が不在になる夜間・早朝の入居者の容態の急変に対応します。

⑩ 感染症予防対策

風邪やインフルエンザ対策として、ご来所者や職員に対して、うがい、手洗いの励行な

ど周知のほか、月1回の感染症予防委員会や年2回の勉強会を開催し、予防の徹底を図ります。入居者に対してはインフルエンザ予防接種を実施します。疥

癪や食中毒などは、特にその予防に努めていきます。

4. 機能訓練

入居者のADL(日常生活動作)・IADL(手段的日常生活動作)の向上を図るため、レクリエーションや集団体操を強化し、更なる満足度向上・余暇活動の充実化に努めます。

① 個別機能訓練

入居者個々の身体機能に応じて、負担になりすぎないように配慮しながら、ADL(日常生活動作)の低下防止・向上を行います。

② 集団機能訓練

新たに集団で行う機能訓練の時間を設け、レクリエーションや朝の体操を通して心身の活性化を図りながら、利用者同士が楽しく交流できる場となるよう努めます

③ 疼痛緩和治療

物理療法器具や機能訓練士によるリラクゼーションにより、痛みを軽減し安心して生活が送れるよう努めます。

④ 拘縮予防・関節可動域向上

レクリエーションに参加できない方も、日中の生活リハビリ等を通して、身体の機能低下防止及びADL(日常生活動作)の維持を図ります。

5. 日常生活援助

24時間シートを活用し、入居者の一人ひとりの状況に応じた援助を行います。

① 居室の環境整備

常に整理整頓や清掃を心がけ、快適な居住空間が確保できるよう努めます。

② 洗濯

入居者が清潔な衣類で快適に過ごせるよう、こまめに洗濯を行います。

③ 理美容

毎月1回(月曜日)、理美容師によるサービスを提供します。(入居者実費負担)

④ 外出、外泊

職員による買い物や自宅への外出支援及び家族による外出や外泊支援等、できる

限り入居者の意向に沿うようにします。

⑤ 行政手続き代行

入居者や家族の意向により、山都町に提出する書類の代筆、申請の代行をその都度行います。

⑥ 要介護認定に関する代行

要介護認定の更新、変更申請を入居者に代わって行います。

6. 余暇活動

入居者の日々の生活に潤いと張りを持って暮らしていただくため、行事、クラブ活動、レクリエーションの充実を図り、入居者が自ら参加できるよう支援します。

① 季節行事への参加

② 誕生会

入居者や家族の要望に応じてユニット毎に行います。

- ③ レクリエーション
- ④ おやつ作り、折り紙、ぬり絵、ゲーム、脳トレ、手工芸、菜園、花植
- ④ 趣味活動
趣味活動は、ボランティアや職員が支援しています。
習字クラブ、カラオケクラブ、懐かしの歌クラブ
- ⑤ 社会参加
社会の一員として、積極的に社会参加ができるよう支援します。
馬見原の初市、にわか

7. 入居者の日課

ユニットケアでは、特に日課はなく、朝、起きたいときに起きて朝食を摂っていただき、入浴やリハビリなど利用者のその日の予定に合わせて援助します。

7：00～	起床・洗面・着替え
8：00～	朝食・口腔ケア
9：00～	朝の健康体操
10：00～	お茶・入浴
12：00～	昼食・口腔ケア
	昼寝
14：00～	入浴・レクリエーション
15：00～	おやつ
	自由
18：00～	夕食・口腔ケア・着替え
20：00～	就寝

2019年度 通所介護事業計画書

そよ風の里“ほたる”

はじめに

平成30年度は、介護予防・日常生活支援総合事業の開始となり、当通所は予防事業を行わない事により新規利用の確保に努め、利用者1日平均21名を目標に職員一丸となり頑張ってきました。又、冬場の体調不良による欠席・収入減を防ぐために日頃より利用者様の体調管理と、早期発見・対応に努めた事により11月まで収入増につなげることができました。

今年度は、さらに利用者のニーズ（介護や身体機能の維持向上・病気の早期発見や対応）に応じたサービス提供に努め、利用者1日平均22名を目標にサービスの内容の充実を図り、選ばれる施設となり利用者増・収入増となるよう取り組みます。

1 運営方針

(1) 個別対応

- ① 利用者の心身の状態や生活環境を正確に把握し、一人ひとりのニーズに合ったサービス（日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等）を提供します
- ② 居宅のケアプランをもとに通所介護計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供します。

(2) 地域福祉への貢献

- ① 小・中学校の体験学習や実習生等を積極的に受け入れ、地域福祉に貢献します。
- ② 利用者が地域の一住民として、地域の行事などへ参加できるよう支援します。

(3) 職員の資質の向上

- ① 向上心を持ち、知識と技術を高めます。（資格の取得）
- ② 通所介護サービスの基準について勉強会を実施し理解を深めます。
- ③ 内部研修や外部研修に積極的に参加します。
- ④ 接遇マナーの向上に努めます。
- ⑤ 機能訓練指導員の指導のもと、訓練の意義を共有します。

(4) 安全管理の徹底

- ① ヒヤリハットがあった場合は、スタッフ全員がリスクを共有し、事故防止に努めます。
- ② 事故が発生した場合には、事故の分析・対策を強化し、再発防止に努めます。

(5) 経営の安定化

- ① 法令を遵守したサービスを提供します。
- ② 営業日を5日間（月～金）とし、月間利用者数450名、1日平均利用者数23名を目差します
- ③ 効率的で安全な送迎を行います。
- ④ 個別リハビリ（身体機能、脳機能）や活動メニューの充実により、安定した利用者数を確保します。

2 基本方針

「 脳いきいき、心いきいき、体いきいき ! 」

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自律した日常生活を営

むことができるよう支援します。また、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

通所することにより、「住み慣れたところで、自分の家で、自立した暮らしの継続」が可能となるよう支援します。

(1) 日常生活上の世話

① 入浴

- ・男女別の個別浴槽にて、職員がマンツーマンで介助します。
- ・利用者の羞恥心を考え、できるだけ同性介助を行い、不安感や入浴拒否の原因とならないよう配慮します。(タオル1枚の配慮が大事。)
- ・入浴前に健康チェックを行い、安全に入浴介助を行います。体調が悪い等入浴ができない利用者には、身体の清拭や陰部洗浄を実施し、身体の清潔保持に努めます。
- ・入浴後は、皮膚や耳垢、爪などを観察し、耳掃除や爪切りなど必要な援助を行います。

② 食事

- ・メニューや配膳を工夫して楽しく、美味しい食事の提供に努めます。
(季節のお弁当、行事食、ワンプレートの食器で変化をつける等)
- ・食器の工夫や椅子、テーブルの高さを調整し、食事の自立に努めます。
- ・利用者の食事形態にあった食事を提供します。

③ 排泄

- ・トイレ介助が必要な方の場合
利用者の排泄リズムを把握して、適切な時間にトイレ誘導します。汚染がある場合は、必ず陰部洗浄を行い清潔保持に努めます。
- ・オムツが必要な方の場合
利用者の排泄リズムを把握して、時間、場所など利用者のプライバシーに配慮したおむつ交換を行います。

④ 口腔ケア

- ・食事前の口腔体操、嚥下体操、食後のうがい、歯磨きを実施します。

⑤ 移動・移乗

- ・目配り・気配りを徹底し転倒や転落などの事故防止に努めます。
- ・車椅子や歩行器、杖等は定期的に点検、清掃を行い、安全に利用できるよう努めます。

(2) 機能訓練

- ・認知症の軽減と予防のため、脳トレなど脳生き生き運動を実施します。
- ・集団体操、ストレッチ、レクリエーションを実施し、体力や筋力の向上に努めます。
- ・利用者のニーズや意向に沿って、小集団体操を取り入れ在宅でも可能なメニューとし、在宅生活を継続できるよう支援します。

(3) 送迎

- ・安全を基本とし、無事故を目差します。
- ・送迎ルート、時間設定、車種、乗降の仕方を随時検討し、利用者が安心して負担

なく利用できるよう支援していきます。

- ・緊急時対応、送迎のマニュアルを作成し、送迎時のマナー（運転や介助等）の質の向上に努めます。
- ・車両管理を月に1回行います。

(4) 行 事

四季を感じられ行事やプログラムを取り入れ、利用者の生活が「生き生きと張りのあるもの」となるよう計画し実施します。

- ① 月行事・・・誕生日会、おやつ作り（11月～3月）
- ② 季節行事・・・花見、七夕、紅葉狩り、クリスマス（忘年会）節分、ひな祭り等

(5) 趣味活動

カラオケや手工芸、など趣味クラブに、利用者が自由に参加できるよう支援していきます。

3 相談援助

- ① 生活相談員を配置し、利用者及び家族に対し、施設利用の相談・受付窓口なり、在宅の生活・介護等の相談を行う。
- ② 利用者がデイサービスの活度楽しく参加できるよう悩みや不安の軽減を図り、利用者、家族、職員の信頼関係を築くよう努め、失われつつある社会性の回復を援助する。

2019年度 居宅介護支援事業計画書

そよ風の里 “ほたる”

はじめに

平成30年度は、介護支援専門員常勤2名体制で業務を行ってまいりました。新規利用件数も多数ありましたが、利用者様においては、疾病による重度化で施設入所や亡くなる方も多く、取り扱い件数増とは成りませんでした。

平成30年度の介護保険制度の改正で、介護が在宅で継続できるように、医療・介護・福祉といった垣根を越えた連携を目指し、地域包括ケアシステムの構築が進められることとなりました。

これに伴い、これまでの業務内容もより複雑になり、自立型ケア会議への事例の提出、個々のケアプラン点検も包括や行政より行なわれることとなりました。

今年度は、厳しい業務内容ではありますが、努力を惜しまない居宅支援事業所として、選ばれる事業所を目指し忠実な業務を遂行していきます。

1 運営方針

要介護状態となった場合においても、利用者が、可能な限り、住みなれた地域において、自立した日常生活を営めるよう支援していきます。

(1) 利用者中心のサービス提供

住み慣れた地域でいつまでも「自分らしさ」を持ち続けられる生活が送れるよう支援します。

(2) 地域福祉への貢献

そよ風の里 “ほたる” の居宅支援事業所としての役割を踏まえ、情報発信します。

(3) 職員の資質の向上

専門性を深め、質の高い、サービスが提供でき、選ばれる事業所となるよう努めます。

(4) 安全管理の徹底

利用者、家族が安心してサービスを受けられるよう、不満や苦情に迅速かつ適切に対応します。

(5) 健全経営の確保

法令を遵守した業務により、医療・福祉・事業所間との信頼を深め、地域に根ざした福祉の拠点となるよう努めます。(利用件数目標 要介護者60件、予防5件)

2 支援方針

同意と契約のもとに、本人、家族を含め、今後どのように過ごしていきたいかという意向を尊重し、課題整理総括表を活用しながら、個々に必要なサービスを利用限度枠内に収め、その他の社会資源の活用も視野に入れながらプランを作成します。

また、その人らしさを大切にし、人として自尊心を保ち、少しでも自立した日常生活が行えるよう支援を行い、かつサービスの提供が、さらに公正中立に確保されるよう業務を遂行します。

(1) 支援内容

① 申請

支援や介護サービスが必要となる場合、本人又はその家族に対して申請や手続きについて説明を行います。また、必要がある場合は申請について代行を行います。

② 課題分析

利用者の健康状態、ADL、家族の状況などのアセスメントを行い、現在、または将来において生活するうえで、阻害要因となっているものを抽出し、課題整理総括表を作成します。

③ 居宅サービス計画書の作成（原案）

認定結果及び、利用者とその家族の意向を確認し、課題整理総括表をもとに、居宅サービス計画書原案を作成します。

④ サービス担当者会議

本人又は家族とサービスに従事する専門職による検討会を開催し、居宅サービス計画書原案の内容について検討します。（フォーマル、インフォーマルな支援）

⑤ 介護サービス計画の確定

サービス担当者会議での検討内容を踏まえて、必要であれば修正を行い、利用者又はその家族に説明し同意をいただいた上で本案とします。

⑥ モニタリング

月に1回以上は、自宅を訪問し面接を行い、居宅サービス計画書どおりにサービスが提供されているかどうか、また、利用者やその家族の状況の変化などについて確認をしていきます。3 が月ごとに評価表を作成し、必要に応じて居宅サービス計画書の見直しを行います。

⑦ サービスの実施と記録

居宅支援の内容については、モニタリング内容や支援内容（介護認定、福祉用具の申請、住宅改修の手続き、その他の相談）サービス提供事業所からの報告事項など記録します。

⑧ 情報の開示

居宅サービス計画書沿って提供したサービスの記録については、利用者、ご家族からの要望があればそれを開示します。

(2) 介護予防対象者の支援

地域包括支援センターより委託が合った場合は、介護予防プランの作成及び日常生活の助言を行い、地域包括支援センターと常に連携をとりながら、利用者が自立した日常生活を円滑に送れるよう支援していきます。

3 関係機関との連携

地域包括支援センター、行政、医療機関、各事業所、ボランティアグループ、社協、警察などその時々に必要な機関と連携し、利用者が円滑にサービスを利用できるように努めます。

4 苦情相談窓口

利用者又はその家族より、サービス事業者に対して何らかの苦情が発生した場合には、内容を十分に聞き取り、サービス事業者からの説明を受け、利用者又はその家族が納得されるよう的確かつ迅速に対応します。

2019年度 訪問介護事業所事業計画

ヘルパーステーション すまいる

はじめに

2019年度より介護保険事業に加え、障がい福祉サービスへ参入します。地域福祉を重視し高齢者・障がい者が安心して在宅生活を送る事が出来るよう『共生型サービス』を実施します。山都町においても、自立へ向けた支援内容の見直しが行なわれる中、自立のための支援方法を事業所でも検討し、『自分らしい、当たり前の日常生活』を念頭に職員一同支援します。

1. 基本方針

①利用者中心のサービス提供

利用者のニーズを把握し、日常生活を安全・安心して送れるよう支援します。

また、コミュニケーションをとりながら本人の出来る事は、機能低下の予防の為に本人が出来るよう支援します。

②地域福祉への貢献

居宅支援事業所との連携を図り、一人暮らしや高齢世帯の安否確認をするなど、安心して生活できるよう支援します。

③職員の資質向上

事業所においてケア会議を持ち、利用者の持っているニーズの把握や問題などを分析し解決に向けて取り組むと共に、介護者の立場を考慮しプライバシーを保護します。また、新任者研修マニュアルを作成し、訪問介護職員として質の高い職員育成を行います。本年度は、喀痰吸引や経管栄養などの資格取得を行い在宅で生活される重度な方の対応にも積極的に取り組みます。

④安全管理の徹底

ヒヤリハットがあった場合は、スタッフ全員がリスクを共有し事故防止に努めます。また、目配り・気配りを徹底し、サービス中の事故防止に努めます。利用者の情報交換を共有します。

⑤経営の安定化

他部署・事業所間との連携を図り、情報交換し新規利用者の開拓に努めます。

2. 利用対象者

要介護状態にある高齢者

(指定訪問介護事業所 ヘルパーステーションすまいる)

要支援状態にある高齢者

(介護予防・日常生活支援総合事業 ヘルパーステーションすまいる)

障がい福祉サービス対象者

(指定共生型居宅介護事業所 ヘルパーステーションすまいる)

3. サービス提供内容

(1) 身体介護に関する事

- ①食事介助 ②清拭・入浴介助 ③排泄介助 ④身体整容 ⑤体位交換 ⑥衣類交換
- ⑦移乗・移動の介助 ⑧就寝・起床の介助

(2) 生活に関する事

- ①掃除 ②洗濯 ③ベットメイキング ④衣類の整理・修理 ⑤相談に関する事
- ⑥調理・配下膳 ⑦買い物・薬の受け取り

4. 職員の配置

(1) 管理者（特養・短期 兼務） 1名

サービス提供責任者（介護員兼） 1名、介護員（有料職員兼務） 3名

2019年度 有料老人ホーム事業計画

そよ風一番館

はじめに

平成30年度は、ケガや疾病による入院又は退去があり稼働率は安定しませんでした。

本年度は、入居者が日頃から心身共に豊かに、安全に生活を送ることができるよう、健康管理・相談業務を一層重視します。また、他事業所との情報交換を行い、安定した稼働率を目指します。

1. 基本理念

入居された皆さまが、住みなれた地域社会の中で、「自分らしく」、「自由」に、「安心」して生活できる場所を提供します。

2. 運営方針

① 利用者中心のサービス提供

入居者皆様の人格を尊重し、家庭的な雰囲気の中でより良い人生を応援します。

② 地域貢献への貢献

家族や地域の方々との情報交換を行い、地域で支える施設作りを目指します。

③ 職員の資質の向上

常に向上心を持ち、知識と技術の習得に努めます。

④ 安全管理の徹底

ヒヤリハットを数多く提出し、リスクを共有し事故発生防止に努めます。

⑤ 経営の安定化

入居者の安定した生活環境を整えると共に、居宅など情報交換を行い、空室期間を最小限度にとどめるよう努めます。

3. サービス内容

(1) 生活支援サービス

① 施設内における生活援助（環境整備、掃除、洗濯など）

② 通院などの外出援助

③ ご相談への対応

④ 来訪者などの受付、取次ぎ

⑤ 各種サービスの受付・手配

⑥ 鍵の管理、保管、受け渡し

⑦ 持ち物の一時預かり、保管

(2) 食事サービス

地元で採れた野菜や米などを使って、安心して美味しいバランスのよい食事を提供します。

朝食（8：00～） 昼食（12：00～） 夕食（17：30～）

(3) 介護サービス

介護が必要な方は、訪問介護や通所介護などの介護保険サービスの利用ができます。

(4) 健康に関するサービス

毎日、スタッフが健康チェックを行います。状態変化がある場合は、家族やかかりつけ医への連絡などの対応を行います。必要な場合には、受診介助も行います。

